老齢基礎年金を受け取るには

次の期間を合算して25年以上の期間が必要です。

▼保険料を納めた期間や保険料の免除（全額または一部）・若年者納付猶予・学生納付特例を承認された期間

▼第3号被保険者で納付とみなされる期間

▼厚生年金・共済組合の加入期間

▼任意で加入できる人が加入しなかった期間（カラ期間）など。

老齢基礎年金は、希望すれば60歳から65歳前までの間に繰り上げて受け取ることができます。この場合は、請求した年齢に応じて減額されることになります。また、66歳以降に繰り下げて、増額した年金を受け取ることもできます。

◎詳細はお問い合わせください。

問い合わせ　ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）、国保年金課（☎2998-9095・FAX2998-9061）

児童扶養手当のお知らせ

対　象　▼父母が離婚した児童▼父が死亡した児童▼父が重度の障害をもつ児童▼他の理由で父がいない児童を養育している母または養育者（所得制限あり）

【手当月額】

●児童が1人の場合　▼全部支給…41、720円▼一部支給…9、850円～41、710円

●児童が2人の場合　5、000円を加算

●児童が3人以上の場合　1人につき3、000円を加算

申請・問い合わせ　子ども支援課（☎2998-9124・FAX2998-1147）へ直接

高校・大学等入学準備金貸付制度

貸付限度額　▼高等学校・高等専門学校（国・公立）…10万円以内▼高等学校・高等専門学校（私立）…30万円以内▼大学等…40万円以内

◎希望者が多数の場合は、収入の多いご家庭にはご遠慮いただくことがあります。

申込期限　2月2日(月)

◎借り入れには保証人が必要です。保護者および保証人の要件、提出書類等は、お問い合わせいただくか市ホームページ（「入学準備金」で検索）をご覧ください。

申請・問い合わせ　市役所6階教育総務課（☎2998-9232・FAX2998-9128）へ直接

ひとり親家庭児童就学支度金支給

対　象　平成21年4月に中学校へ就学する児童を扶養し、市町村民税非課税世帯の方で▼母子家庭の母▼父子家庭の父▼父母のない児童を養育している方（生活保護受給世帯を除く）

支給額　児童1人につき1万円

受付期限　12月26日(金)

申し込み　市役所1階子ども支援課にある所定の申請書を同課へ直接・郵送

◎振込口座は申請者（保護者等）名義の普通口座に限ります。

問い合わせ　県・子ども安全課（☎048-830-3337・FAX048-830-4787）

製造事業所の皆さんへ 工業統計調査にご協力を！

12月31日現在で、工業統計調査が行われます。調査員が、お伺いしますのでご協力をお願いします。

問い合わせ　情報統計課（☎2998-9036・FAX2998-9153）

平成21・22年度入札参加資格審査申請の受付

平成21・22年度に市が発注する物品の販売（建設資材、修理含む）、物品の賃貸、物品の買い受け、印刷、電算（販売、賃貸以外）、建築物管理（土木施設維持管理は除く）、その他の業務（催物・調査等）の入札参加資格審査申請の受け付けを行います。

とき・ところ　1月19日(月)～2月3日(火)／午前9時～11時、午後1時20分～4時・市役所4階契約課（入札室）

申請方法　更新（継続）・新規ともに従来どおりの紙による申請

◎申請手引および提出書類の様式は契約課で配布または、市ホームページ（「入札参加資格」で検索）からも入手できます。

◎水道資材について…水道部総務課（☎2921-1094）、医薬品、診療材料等について…市民医療センター総務課（☎2992-1151・FAX2998-5941）へお問い合わせください。

申請・問い合わせ　契約課（☎2998-9058・FAX2998-9056）

12月は大気汚染防止推進月間「きれいな空を守ることの大切さ」

■エコドライブやアイドリングストップを実践しましょう

環境にやさしい運転「エコドライブ」や駐停車時の「アイドリングストップ」は、すぐにできる効果的な取り組みの一つです。ぜひ、これらの行動を実践しましょう。

また、一定規模以上（20台以上収容または面積500㎡以上）の駐車場の設置者および管理者の方には、看板の掲出等により、アイドリングストップの実施を駐車場利用者に周知することが義務付けられています。

■庭先などでのごみの焼却はやめましょう

庭先や畑などでのごみ焼却はもちろん、基準を満たさない家庭用ごみ焼却炉の使用は禁止されています。

問い合わせ　環境対策課（☎2998-9230・FAX2998-9195）

冬の省エネデーにチャレンジしよう

実施日　12月7日(日)（12月1日(月)～24日(水)であれば可）

チェックシートの配布場所　▼市役所5階環境総務課▼各公民館▼図書館本館▼所沢出張所▼新所沢出張所▼男女共同参画推進センターふらっと▼消費生活センター▼所沢駅サービスコーナー▼狭山ヶ丘サービスコーナー

◎市のホームページ（「省エネデー」で検索）からも入手できます。

提出方法　12月24日(水)までに、配布場所にある回収箱へ投かん、または環境総務課（FAX2998-9394／Eメールa9133@city.tokorozawa.saitama.jp）へFAX・Eメール

◎前回の夏の省エネデーは22、785人が参加し、20、672kgの二酸化炭素を削減できました。

問い合わせ　環境総務課（☎2998-9133・FAX2998-9394）

公園の落ち葉を差し上げます

配布期間　1月6日(火)～9日(金)／午前9時～正午、午後1時～4時

ところ　北野公園市民プール（小手指町4-3）

◎配布期間中に「所沢市緑の基金」の募金活動も行いますので、ご協力をお願いします。

数量制限　1世帯45ℓごみ袋で20袋

申し込み・問い合わせ　12月8日(月)から12日(金)までにみどり公園課（☎2998-9196・FAX2998-9153）、北野公園市民プール（☎2948-5932／配布期間のみ）へ電話

◎直接、市内公園の清掃を行って落ち葉を持ち帰ることもできます。事前に、みどり公園課までご連絡ください。

第16回

消費者トラブル注意報

【トラブルQ＆A】～未成年者の携帯電話購入トラブル！～

■相談します

携帯電話が欲しくて親にないしょで販売店に行き、話を聞いているうちに契約してしまいました。契約には親の同意書が必要と言われたので、店員に言われるままに自分で書きました。契約を取り消すことはできるでしょうか。

■お答えします

携帯電話を購入するときは、通常自ら店舗に出向いて購入しますが、この場合はクーリング・オフはできません。

しかし、契約時の年齢が20歳未満の方が契約をするときは、原則として法定代理人（大抵は親）の同意が必要となります。このため、販売業者が未成年者と契約するときは、必ず親の同意書の提出を求め、さらに親同伴で来店していないときは自宅に電話するなどの確認を行っています。

ところが、販売業者の中には、未成年者本人に親の同意書を書かせる悪質な店員も少なからずいるようです。今回のケースでは、販売業者が販売方法に問題があったことを認めたので「契約の取り消し」となりました。「取り消し」をすると契約時にさかのぼり契約がなかったことになりますので、代金等の支払い義務はなくなり、すでに未成年者本人が支払った代金等があれば返還を求めることができます。

しかし、未成年者が「私は20歳だから安心して取り引きしてくれ」とか、偽造した親の同意書を提示して契約した場合には、相手をだます「詐術（さじゅつ）」になり、未成年者の契約であることを理由に取り消すことができなくなります。また、未成年者が行った契約であっても「法定代理人の追認」があるとその契約は有効となります。なお、たとえ未成年者であっても契約時に結婚している場合は成人として扱われます。

問い合わせ　消費生活センター（☎2928-1233・FAX2923-8711）

所沢市消費生活センター相談窓口

相談日	月～金曜日（祝休日を除く）
相談時間	午前10時～11時30分、午後1時～3時30分
ところ	旧市庁舎2階（宮本町1-1-2）
相談専用電話	☎04-2926-0999